○東京消防庁消防吏員服制

平成三年一一月二二日
規則第三八八号

東京消防庁消防吏員服制を公布する。

東京消防庁消防吏員服制

東京消防庁消防吏員服制(昭和二十四年東京都規則第五十一号)の全部を改正する。

第一条　東京消防庁消防吏員の服制は、別表第一及び別表第二のとおりとする。

第二条　式典等に参列する場合に着用する礼服は、消防総監が別に定める。

(平二〇規則九九・一部改正)

第三条　音楽隊活動を行う場合に着用する演奏服等は、消防総監が別に定める。

(平二〇規則九九・一部改正)

第四条　消防活動に従事する場合に着用する防火被服等は、別表第五及び別表第六のとおりとする。

第五条　前各条の服制図は、別図のとおりとする。

第六条　この規則の施行について必要な事項は、消防総監が定める。

(平八規則二八一・一部改正)

附則

1　この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第二の規定は、平成三年十二月一日から施行する。

2　この規則による改正前の東京消防庁消防吏員服制による男子消防吏員服制中の略帽及び執務服並びに女性消防吏員服制中の略帽及び訓練服については、当分の間、なお使用することができる。

(平四規則二〇・一部改正)

附則(平成四年規則第二〇号)

この規則は、平成四年四月一日から施行する。

附則(平成七年規則第一九七号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成八年規則第二八一号)

1　この規則は、平成八年十二月一日から施行する。

2　この規則による改正前の東京消防庁消防吏員服制の規定による消防吏員防火被服服制中の防火帽及び防火衣については、当分の間、なお使用することができる。

附則(平成一〇年規則第四八号)

1　この規則は、平成十年四月一日から施行する。

2　この規則による改正前の東京消防庁消防吏員服制の規定による女性消防吏員服制中の略帽、訓練服及びベルトについては、当分の間、なお使用することができる。

附則(平成一三年規則第二二号)

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　この規則による改正前の東京消防庁消防吏員服制の規定による消防吏員防火被服服制中の防火衣については、当分の間、なお使用することができる。

附則(平成一六年規則第二八九号)

1　この規則は、平成十六年十二月一日から施行する。

2　この規則による改正前の東京消防庁消防吏員服制(以下「旧規則」という。)の規定による男性消防吏員服制中の夏服上衣半そでについては、平成十七年九月三十日までの間、なお使用することができる。

3　旧規則の規定による女性消防吏員服制中の冬帽、冬服、パンタロン、オーバーコート、レインコート、ブラウス、リボンタイ、かばん、雨靴及びスカーフについては、当分の間、なお使用することができる。

附則(平成一八年規則第二九号)

1　この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

2　この規則による改正前の東京消防庁消防吏員服制の規定による男性消防吏員服制及び女性消防吏員服制中の夏帽及び夏服については、当分の間、なお使用することができる。

附則(平成一九年規則第四二号)

1　この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

2　この規則による改正前の東京消防庁消防吏員服制(以下「旧規則」という。)の規定による男性消防吏員服制及び女性消防吏員服制中の階級章については、当分の間、なお使用することができる。

3　旧規則の規定による男性消防吏員服制、女性消防吏員服制及び消防吏員水難救助隊員服服制中の略帽、消防吏員救助服服制中の作業帽第一種並びに消防吏員飛行服服制中の飛行帽については、平成十九年七月三十一日までの間、なお使用することができる。

4　旧規則の規定による男性消防吏員服制、女性消防吏員服制、消防吏員救急服服制、消防吏員救助服服制、消防吏員水難救助隊員服服制及び消防吏員飛行服服制中の階級略章については、平成二十年三月三

十一日までの間、なお使用することができる。

附則(平成二〇年規則第九九号)

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附則(平成二二年規則第一五号)

1　この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

2　この規則による改正前の東京消防庁消防吏員服制の規定による男性消防吏員服制及び女性消防吏員服制中の執務服及び予防服、消防吏員防火被服服制中の防火衣、消防吏員救急服服制中の冬救急服及び夏救急服、消防吏員救助服服制中の救助服、消防吏員水難救助隊員服服制中の水難救助隊員服、消防吏員飛行服服制中の飛行服、消防吏員調査服服制中の調査服並びに消防吏員防寒衣服制中の防寒衣については、当分の間、なお使用することができる。

附則(平成二三年規則第五〇号)

1　この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

2　この規則による改正前の東京消防庁消防吏員服制の規定による男性消防吏員服制及び女性消防吏員服制中の半長靴並びに男性消防吏員服制、女性消防吏員服制及び消防吏員救助服服制中の編上靴については、当分の間、なお使用することができる。

附則(平成二四年規則第一一号)

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則(平成二五年規則第一二号)

1　この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

2　この規則による改正前の東京消防庁消防吏員服制の規定による男性消防吏員服制、女性消防吏員服制、消防吏員救急服服制、消防吏員救助服服制及び消防吏員水難救助隊員服服制中の略帽並びに消防吏員救助服服制中の作業帽については、当分の間、なお使用することができる。

附則(平成二七年規則第一六七号)

1　この規則は、平成二十七年十月一日から施行する。

2　この規則による改正前の東京消防庁消防吏員服制の規定による男性消防吏員服制、女性消防吏員服制及び消防吏員救助服服制中の編上靴、消防吏員防火被服服制中の防火帽、消防吏員飛行服服制中の飛行衣及び飛行服並びに消防吏員防寒衣服制中の防寒衣一般用については、当分の間、なお使用することができる。

附則(平成三一年規則第九一号)

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

附則(令和二年規則第一一号)

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

附則(令和三年規則第二〇七号)

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

附則(令和五年規則第一二八号)

1　この規則は、令和五年十月一日から施行する。

2　この規則による改正前の東京消防庁消防吏員服制の規定による男性消防吏員服制及び女性消防吏員服制中の執務服については、当分の間、なお使用することができる。

附則(令和六年規則第一八八号)

1　この規則は、令和七年一月一日から施行する。

2　この規則による改正前の東京消防庁消防吏員服制の規定による消防吏員救急服服制中の冬救急帽及び夏救急帽については、当分の間、なお使用することができる。

附則(令和七年規則第一二三号)

この規則は、令和七年六月一日から施行する。

別表第一(第一条関係)

(平七規則一九七・平一〇規則四八・平一六規則二八九・平一八規則二九・平一九規則四二・平二〇規則九九・平二二規則一五・平二三規則五〇・平二四規則一一・平二五規則一二・平三一規則九一・令三規則二〇七・令五規則一二八・令七規則一二三・一部改正)

男性消防吏員服制			
冬服	冬帽	地質	濃紺色の毛又は合成繊維の織物とする。
		製式	だ円形とし、前ひさし及びあごひもは黒色とする。 あごひもの両端は、腰の両側において金色金属製消防章各一個で留める。 まちの両側に各二個のはと目を付け、通風口とする。

		き章		濃紺色の毛又は合成繊維製の台に、銀色消防章を金色桜で囲んだものを前面中央に付ける。
		周章		腰の周囲には、黒色のなな子織を巻き、その上に消防司令以上は蛇腹組み金色線及び蛇腹組み黒色線を、消防司令補は蛇腹組み黒色線を巻く。
	略帽	地質		濃紺系色の合成繊維の織物とする。
		製式		前ひさしは、飾りひさしとする。 前面に「TOKYO　FIRE　DEPT.」と金色で標示する。 腰の後部に締め付けを付ける。 消防司令以上は、ひさし付け根部分に、金色丸ひもを付ける。
		階級等標示章		濃紺色朱子織の布に金色で刺しゅうしたものを頭部後方くりの上部に付ける
	上衣	地質		冬帽と同様とする。
		製式	襟	折り襟とする。
			前面	胸部は、ダブルとし、消防章を付けた金色金属製ボタン各三個を二行に付ける。 前面の左に二個、右に一個のポケットを付け、下部左右のポケットに蓋を付ける。
		階級章等		黒色樹脂製の台に、上下両縁に刺しゅう状の線を施し、中央部に平織状金色線及び銀色消防章を配したものを右胸部に付ける。
		消防長章		銀色金属製又は黒色樹脂製の台に、金色線三条及び黒色線二条を配し、中央にいぶし銀色の桜葉及び銀磨きの桜花で囲んだはめ込みの金色消防章を配する。 消防長章は、階級章等の上部に付ける。ただし、必要により階級章等を省略することができる。
		襟章		銀色金属製の消防章の上に金色の東京都の紋章を施した自治体章一個を左襟に付ける。
		袖章		蛇腹組み金色線、黒色しま織線及び金色金属製消防章を付ける。ただし、消防士長の場合は、蛇腹組み金色線に代え同銀色線を付け、消防副士長及び消防士の場合は、蛇腹組み金色線を付けない。消防司令補、消防士長、消防副士長及び消防士の場合は、金色金属製消防章を付けない。
	ズボン	地質		上衣と同様とする。
		製式		長ズボンとし、両ももに各一個、右側後方に一個のポケットを付ける。
	ワイシャツ	製式		白色の合成繊維の織物とする。
	ネクタイ	製式		濃紺色の合成繊維の織物とする。
	バンド	製式		紺系色の人工皮革と合成皮革の貼(は)り合わせとする。 バックルは、金属製とし、中央に消防章を付ける。
夏服	夏帽	地質		紺系色の合成繊維の織物とする。
		製式		だ円形とし、前ひさし及びあごひもは、黒色とする。 あごひもの両端は、金色金属製消防章各一個で留める。 まちの両側に各二個のはと目を付け、通風口とする。 腰の裏側は、ポリエチレン製とし、滑り革とともに所要の通風口を付ける。 天井の内側には、汚損よけを付ける。

		き章		台地を紺系色の合成繊維の織物とするほか、冬帽と同様とする。
		周章		腰の周囲に地質と同色のなな子織を巻く。
	略帽	地質		冬服略帽と同様とする。
		製式		
		階級等標示章		
	上衣	地質		白色の合成繊維の織物とする。
		製式	襟	立て襟、ワイシャツカラーとする。
			前面	開襟(小開き式)の長袖及び半袖とする。 前立てにボタン五個を一行に付ける。 ポケットは、左右各一個とし、蓋を付け、ボタン各一個で留める。
			袖	長袖にあっては、カフス付きボタン留めとする。
		肩章		外側の端を肩の縫い目に縫い込み、襟側をボタン一個で留める。
		階級章等		冬服上衣と同様とする。
		消防長章		
		襟章		
	ズボン	地質		夏帽と同様とする。
		製式		長ズボンとし、両もも及び左右後方に各一個のポケットを付ける。 なお、左後方ポケットは、蓋を付け、ボタン一個で留める。
	ネクタイ	製式		濃紺色の合成繊維の織物とする。
	バンド	製式		冬服バンドと同様とする。
執務服	略帽	地質		冬服略帽と同様とする。
		製式		
		階級等標示章		
	上衣	地質		濃紺色の合成繊維の織物とし、一部にオレンジ色を配する。
		製式		シャツ型、台襟付きシャツカラーとする。 袖は四枚接ぎとし、袖下に脇身頃続きのマチ切替えを付ける。 前中心は、ファスナで留める。 袖口は、ファスナ開きとする。 左右胸部にファスナ開き片玉縁ポケットを各一個付ける。 左袖にペンポケットを付ける。 背部には庁名標示をするものとし、上段に「東京消防庁」と、下段に「TOKYO　FIRE　DEPT.」と黄色で併記する。 左右肩部前側に濃紺色、背部庁名標示の下部に反射性能を有するオレンジ色のパイピングを縫い込む。
		肩章		外側の端を肩の縫い目に縫い込み、先端は二条ステッチで縫い付ける。
		階級章等		冬服上衣と同様とする。
		標識		左胸部ポケットの上に一行で「東京消防庁」と黄色で標示する。

	ズボン		地質		上衣と同様とする。
			製式		すそシングルのタック付き長ズボンとし、前面中央をファスナ開きとする。 両もも及び後ろ左右に切り込みポケットを各一個付ける。 左右身頃にファスナ開き片玉縁ポケットを各一個付ける。
	バンド		製式		黒色の合成繊維とし、その一端には、ほつれ止めの金具を付ける。 バックルは、金属製とし、中央に消防章を付ける。
予防服	略帽		地質		冬服略帽と同様とする。
			製式		
			階級等標示章		
	冬予防服	第一種	地質		濃紺色の合成繊維の織物とする。
			製式	襟	折り襟とする。
				前面	比翼式ブルゾン型とし、前中心はファスナで留め、消防章を付けた銀色樹脂製ボタン一個を上部に付ける。 前面左右胸部及び下部に、二個ずつポケットを付ける。
				後面	背部には庁名標示をするものとし、上段に「東京消防庁」と、下段に「TOKYO　FIRE　DEPT.」と銀色で併記する。
			標識		左胸部のポケット上部に、合成樹脂製で黒の台地にオレンジ色の囲いを施し、銀色で消防章及び「東京消防庁」、「FIRE　PREVENTION」と二行で標記したものを付ける。
			肩章		外側の端を肩の縫い目に縫い込み、襟側を消防章を付けた銀色樹脂製ボタン一個で留める。
			階級章等		冬服上衣と同様とする。
			襟章		
		第二種	地質		青系色の合成繊維の織物とする。
			製式		台襟付きシャツカラーの長袖とする。 左右胸部に蓋付きアウトポケットを各一個付ける。
			標識		冬予防服第一種と同様とする。
			肩章		外側の端を肩の縫い目に縫い込み、襟側を樹脂製ボタン一個で留める。
		ワイシャツ	製式		冬服ワイシャツと同様とする。
		ズボン	地質		冬服ズボンと同様とする。
			製式		
		ネクタイ	製式		冬服ネクタイと同様とする。
		バンド	製式		冬服バンドと同様とする。
	夏予防服	第二種	地質		冬予防服第二種と同様とする。
			製式		台襟付きシャツカラーの長袖又は半袖とする。 左右胸部に蓋付きアウトポケットを各一個付ける。
			標識		冬予防服第二種と同様とする。
			肩章		

		階級章等	冬服上衣と同様とする。
		襟章	
	ズボン	地質	夏服ズボンと同様とする。
		製式	
	バンド	製式	冬服バンドと同様とする。
兼用外とう		地質	黒色のポリエステルレーヨン混紡の織物とする。
		製式	ステン襟及びダブル前型でフード及びバンド付きとする。 前面に消防章を付けた金色金属製ボタン三個を二行に付ける。 ポケットは、左右腰に各一個斜めに付ける。 肩章に飾りボタンを付ける。 背面中央は、センターベンツとする。
帽子雨おおい		製式	無色透明のビニール製とし、外周に白色ゴムひもを通す。
靴		製式	黒色皮革製の短靴又は黒色皮革及び黒色布製の作業靴(編上靴)とする。
長靴		製式	ひざカバー無しとし、踏み抜き防止鋼板入りゴム長靴とする。
手袋		色	白色とする。
靴下		色	紺系色とする。

別表第二(第一条関係)

(平一六規則二八九・全改、平一八規則二九・平一九規則四二・平二〇規則九九・平二二規則一五・平二三規則五〇・平二四規則一一・平三一規則九一・令三規則二〇七・令七規則一二三・一部改正)

女性消防吏員服制				
冬服	冬帽	地質		男性消防吏員冬帽と同様とする。
		製式		つば付き円型とする。
		き章		男性消防吏員冬帽き章と同様とする。
	略帽	地質		男性消防吏員冬服略帽と同様とする。
		製式		
		階級等標示章		
	上衣	地質		冬帽と同様とする。
		製式	襟	男性消防吏員冬服と同様とする。
			前面	あわせを右上前とするほか、男性消防吏員冬服と同様とする。
		階級章等		男性消防吏員階級章等と同様とする。
		消防長章		男性消防吏員消防長章と同様とする。
		襟章		男性消防吏員襟章と同様とする。
		袖章		男性消防吏員袖章と同様とする。
	スカート	地質		上衣と同様とする。
		製式		前中心にボックスプリーツをとる。 ウエストは、ベルトしんを付け、後面中央をファスナ開きとする。
	ズボン	地質		上衣と同様とする。

		製式		男性消防吏員ズボンと同様とする。
	ワイシャツ	製式		あわせを右上前とするほか、男性消防吏員ワイシャツと同様とする。
	ネクタイ	製式		男性消防吏員ネクタイと同様とする。
	バンド	製式		男性消防吏員バンドと同様とする。
夏服	夏帽	地質		男性消防吏員夏帽と同様とする。
		製式		冬帽と同様とする。
		き章		
	略帽	地質		男性消防吏員冬服略帽と同様とする。
		製式		
		階級等標示章		
	上衣	地質		男性消防吏員夏服と同様とする。
		製式		あわせを右上前とするほか、男性消防吏員夏服と同様とする。
		肩章		男性消防吏員夏服と同様とする。
		階級章等		
		消防長章		冬服上衣と同様とする。
		襟章		
	スカート	地質		夏帽と同様とする。
		製式		冬服スカートと同様とする。
	ズボン	地質		夏帽と同様とする。
		製式		冬服ズボンと同様とする。
	ネクタイ	製式		男性消防吏員ネクタイと同様とする。
	バンド	製式		冬服バンドと同様とする。
執務服	略帽	地質		男性消防吏員冬服略帽と同様とする。
		製式		
		階級等標示章		
	上衣	地質		男性消防吏員執務服上衣と同様とする。
		製式		
		肩章		
		階級章等		
		標識		
	ズボン	地質		男性消防吏員執務服ズボンと同様とする。
		製式		
	バンド	製式		男性消防吏員執務服バンドと同様とする。
予防服	略帽	地質		男性消防吏員冬服略帽と同様とする。
		製式		
		階級等標示章		
	冬予防服 第一種	地質		男性消防吏員予防服冬予防服第一種と同様とする。
		製式	襟	男性消防吏員予防服冬予防服第一種と同様とする。

				前面	あわせを右上前とするほか、男性消防吏員予防服冬予防服第一種と同様とする。
				後面	男性消防吏員予防服冬予防服第一種と同様とする。
			標識		男性消防吏員予防服冬予防服第一種と同様とする。
			肩章		
			階級章等		
			襟章		
		第二種	地質		男性消防吏員予防服冬予防服第二種と同様とする。
			製式		あわせを右上前とするほか、男性消防吏員予防服冬予防服第二種と同様とする。
			標識		男性消防吏員予防服冬予防服第二種と同様とする。
			肩章		
		ワイシャツ	製式		冬服ワイシャツと同様とする。
		ズボン	地質		冬服ズボンと同様とする。
			製式		
		ネクタイ	製式		冬服ネクタイと同様とする。
		バンド	製式		冬服バンドと同様とする。
	夏予防服	第二種	地質		冬予防服第二種と同様とする。
			製式		あわせを右上前とするほか、男性消防吏員予防服夏予防服第二種と同様とする。
			標識		冬予防服第二種と同様とする。
			肩章		
			階級章等		男性消防吏員冬服上衣と同様とする。
			襟章		
		ズボン	地質		夏服ズボンと同様とする。
			製式		
		バンド	製式		冬服バンドと同様とする。
兼用外とう			地質		男性消防吏員兼用外とうと同様とする。
			製式		あわせを右上前とするほか、男性消防吏員兼用外とうと同様とする。
帽子雨おおい			製式		男性消防吏員帽子雨おおいと同様とする。
靴			製式		黒色皮革製の短靴又は黒色皮革及び黒色布製の作業靴(編上靴)とする。
長靴			製式		男性消防吏員長靴と同様とする。
手袋			色		男性消防吏員手袋と同様とする。
靴下			製式		ベージュ系色(ナイロン製)又は紺系色とする。

別表第三及び別表第四　削除

(平二〇規則九九)

別表第五(第四条関係)

(平七規則一九七・平八規則二八一・平一三規則二二・平一八規則二九・平二二規則一五・平三一規則九一・令二規則一一・一部改正)

消防吏員防火被服服制			
防火帽	帽体	地質	ガラス繊維を基材としたポリエステル樹脂による強化プラスチックで、白色、銀色、金色又は黒色仕上げとする。
		製式	フリッツ型とし、内部にハンモック及び緩衝スポンジ付き汗止めにより頭部の震動を防ぐ装置を付ける。 外周には、一条の赤色反射線を付ける。 あごひもは、合成繊維製とし、締め付け金具付きとする。 後ろひさしには、環状の掛け金具を付ける。 前部には、顔面保護板を付ける。
		き章	黒色の台に、銀色消防章を金色桜で囲んだものを前面中央に付ける。 ただし、特別消火中隊は、樹脂フィルムに、金色消防章と斧（おの）をあしらったシールを前面中央に付ける。
	しころ	地質	金色、オレンジ色、黒色又は濃紺色の難燃繊維とする。
		製式	取付金具により帽体内側の前ひさし両端から後部にわたり付着させるものとし、その前面は、両眼を出して閉じられるようにする。 中央部には、階級等を標示する一条ないし三条の黒色線、黄色線又は銀色線を付ける。
防火衣	上衣	地質	金色、オレンジ色、黒色又は赤色及び濃紺色の難燃繊維とする。
		製式	一枚襟バンド付きとする。 内衣を設け、肩及びその前後に耐衝撃材を入れる。 前あわせは、面ファスナとし、左右側方及び右胸部に各一個の蓋付きポケットを付ける。 背部には庁名標示をするものとし、上段に「東京消防庁」と、下段に「TOKYO　FIRE　DEPT.」と黒色、黄色又は白色で併記する。
	ズボン	地質	しころと同様とする。
		製式	長ズボンとする。
長靴		製式	足首部分に締めひも付き先芯入り踏み抜き防止鋼板入りゴム長靴とする。

別表第六(第四条関係)

(平七規則一九七・平八規則二八一・平一八規則二九・平一九規則四二・平二〇規則九九・平二二規則一五・平二三規則五〇・平二五規則一二・平二七規則一六七・平三一規則九一・令二規則一一・令五規則一二八・令六規則一八八・令七規則一二三・一部改正)

消防吏員救急服服制			
略帽		地質	冬服略帽と同様とする。
		製式	
		階級等標示章	
冬救急服	上衣	地質	明るい灰色で、合成繊維と綿との混紡織物とする。
		製式	台襟付きシャツカラーの長そでとし、ウエストラインにタックを入れる。 比翼仕立てとし、胸部左右に各一個、左肩下に一個のポケットを付け、胸部左右のポケットには、ふたを付ける。

			襟に、ポリエステルと綿との混紡糸を使用した白色のブロードの替え襟を付ける。 背部には庁名標示をするものとし、上段に「東京消防庁」と、下段に「TOKYO　FIRE　DEPT．」と紺色で併記する。
		標識	胸部左のポケット上部に、「東京消防庁」と紺色で標示する。
		肩章	外側の端を肩の縫い目に縫い込み、襟側の地質と類似の色のボタン一個で留める。
		階級章等	冬服上衣と同様とし、右胸部のポケット上部に付ける。
	ズボン	地質	濃い灰色で、ポリエステルと毛との混紡糸を使用した織物とする。
		製式	長ズボンとし、両腰及び左右後方に各一個のポケットを付ける。 左右後方のポケットは、アウトポケットとする。
夏救急服	上衣	地質	明るい灰色で、合成繊維を使用した織物とする。
		製式	長そで又は半そでとし、その他は、冬救急服上衣と同様とする。 ただし、半そでの場合は、左肩下のポケットを付けないものとする。
		標識	冬救急服上衣と同様とする。
		肩章	
		階級章等	
	ズボン	地質	冬救急服ズボンと同様とする。
		製式	
バンド		製式	白色とし、表面に反射テープをはる。 バックルは、金属製とし、中央に消防章を付ける。
消防吏員救助服服制			
作業帽		地質	濃紺系色の織物とする。
		製式	前ひさしは、飾りひさしとする。 前面に「TOKYO　RESCUE」と金色で標示する。 腰の後部に締め付けを付ける。
		階級等標示章	冬服略帽と同様とする。
略帽		地質	冬服略帽と同様とする。
		製式	
		階級等標示章	
救助服	上衣	地質	オレンジ色の合成繊維の織物とする。
		製式	襟は開襟とし、前面にファスナを付ける。 前面左右胸部分に各一個のファスナ付きポケットを付ける。 胸部及び背部の上方に刺しを入れる。 そで口にまちを入れ、ファスナを付ける。 背部には庁名標示をするものとし、上段に「東京消防庁」と、下段に「TOKYO　FIRE　DEPT．」と黒色で併記する。
		標識	左胸部ポケットの上に二行で「東京消防庁即応対処部隊」、「東京消防庁救助機動部隊」、「東京消防庁特別救助隊」、「東京消防庁はしご隊」又は「東京消防庁山岳救助隊」と黒色で刺しゅうする。

		階級章等	冬服上衣と同様とし、右胸部のポケット上部に付ける。
	ズボン	地質	上衣と同様とする。
		製式	長ズボンとし、前面にファスナを付ける。 両ももの側面に各一個の袋式ポケットを付ける。 腰部から大腿部にかけて刺しを入れる。
バンド		製式	黒色の合成繊維とし、その一端には、ほつれ止めの金具を付ける。 バックルは、金属製とし、中央に消防章を付ける。
靴		製式	黒色皮革及び黒色布製の作業靴(編上靴)とする。ただし、山岳救助隊は、作業靴(登山靴)とする。
消防吏員水難救助隊員服服制			
略帽		地質	冬服略帽と同様とする。
		製式	
		階級等標示章	
水難救助隊員服	上衣	地質	オレンジ色の合成繊維の織物とする。
		製式	台襟付きシャツカラーのアンダーシャツ型とし、そでは付けそでとする。 前中心は、台襟に地質と類似の色のボタン一個を付け、ファスナで留める。 そで口は、ファスナ開きとする。 左右胸部にふた付きアウトポケットを各一個付け、地質と類似の色のボタンでふたを留める。 左そでにペンポケットを付ける。 背部には庁名標示をするものとし、上段に「東京消防庁」と、下段に「TOKYO　FIRE　DEPT.」と黒色で併記する。
		標識	左胸部ポケットの上に二行で「東京消防庁水難救助隊」と黒色で刺しゅうする。
		肩章	執務服上衣と同様とする。
		階級章等	冬服上衣と同様とし、右胸部のポケット上部に付ける。
	ズボン	地質	上衣と同様とする。
		製式	執務服ズボンと同様とする。
バンド		製式	黒色の合成繊維とし、その一端には、ほつれ止めの金具を付ける。 バックルは、金属製とし、中央に消防章を付ける。
消防吏員飛行服服制			
飛行帽		地質	紺系色の合成繊維の織物とする。
		製式	前面の上段に「AVIATION　UNIT」、中段に消防章及びウィングマーク、下段に「TOKYO　F. D.」と金色又は銀色で刺しゅうする。 腰の後部に締め付けを付ける。 あごひもは、地質と同色とする。
		階級等標示章	冬服略帽と同様とする。
飛行衣		地質	黒色の合成繊維の織物とする。
		製式	襟は、折り襟とし、前面にファスナを付け、前面左右に各一個、左上腕部に一個のポケットを付ける。 背部には庁名標示をするものとし、上段に「東京消防庁」と、下段に「TOKYO FIRE DEPT.」と銀色で併記する。

			標識	左胸部に「東京消防庁」と白色で標示する。
飛行服	操縦士用	上衣	地質	オレンジ色の合成繊維の織物とする。
			製式	襟は、折り襟とし、前面にファスナを付け、前面左右に各一個、左上腕部に一個のポケットを付ける。 背部には庁名標示をするものとし、上段に「東京消防庁」と、下段に「TOKYO FIRE DEPT.」と黒色で併記する。
			標識	左胸部ポケットの上に「東京消防庁」と空色で標示し、その上に操縦き章を付ける。
			階級章等	冬服上衣と同様とし、右胸部のポケット上部に付ける。
		ズボン	地質	上衣と同様とする。
			製式	長ズボンとし、もも及び左右ひざ下外側に各一個のポケットを付ける。
		バンド	製式	オレンジ色の合成繊維とし、その一端には、ほつれ止めの金具を付ける。バックルは、金属製とし、中央に消防章を付ける。
	整備士用	上衣	地質	操縦士用上衣と同様とする。
			製式	操縦士用上衣と同様とする。
			標識	左胸部ポケットの上に「東京消防庁」と空色で標示する。
			階級章等	操縦士用上衣と同様とする。
		ズボン	地質	操縦士用ズボンと同様とする。
			製式	長ズボンとし、両もも側面に各一個のポケットを付ける。
		バンド	製式	操縦士用バンドと同様とする。
飛行靴			製式	黒色皮革製の編上靴とし、底はゴム又は合成ゴムで滑り止め付きとする。
飛行手袋			製式	やぎ又は牛の皮革製の内縫い式とする。
消防吏員調査服服制				
調査服		上衣	地質	紺系色のポリエステルと綿との混紡糸を使用した織物とする。
			製式	比翼式ブルゾン型とし、そでは付けそでとする。 前中心は、ファスナで留める。 左右胸部にふた付きアウトポケット、左右下部にファスナ付きポケットを各一個付け、身ごろ部に左下部ポケットと貫通式のポケットを付ける。 背部にノーフォークを付け、両腕上部にペンポケットを付ける。 背部には庁名標示をするものとし、上段に「東京消防庁」と、下段に「TOKYO　FIRE　DEPT.」と黄色で併記する。
			標識	左胸部ポケット上部に「東京消防庁」と黄色で刺しゅうする。
		ズボン	地質	上衣と同様とする。
			製式	ツータックカーゴパンツとし、前面中央をファスナ開きとする。 左右脇にふた付風琴式箱ポケット、後ろ左右に切り込みポケットを各一個付ける。
消防吏員防寒衣服制				

防寒衣	一般用	地質	黒色の合成繊維の織物とする。
		製式	襟はスタンドカラーとし、そでは総裏とし、身ごろ裏はキルティング縫い付けとする。 前面はファスナ及びマジックファスナ併用型の前開きとし、すそひもを入れ、両腰部及び両胸部にポケットを付け、左腕上部にペンポケットを付ける。 フードが取り付けられており、襟に収納できるものとする。 背部には庁名標示をするものとし、上段に「東京消防庁」と、下段に「TOKYO FIRE DEPT. 」と銀色で併記する。
		標識	左胸部に「東京消防庁」と白色で標示する。
	機関員用	地質	黒色の合成繊維の織物とする。
		製式	襟はスタンドカラーとし、総裏、キルティング縫い付けとする。 前面はファスナ開きとし、左右下部にボタン留め切り込みポケットを各一個付け、左胸部にファスナ付き切り込みポケットを付ける。 右上腕部にファスナ付きポケット及びペンポケットを付ける。 前身ごろ上部左右にマイクハンガーを各一個付ける。 身ごろすそ部にジャージを縫い付ける。 背部には庁名標示をするものとし、上段に「東京消防庁」と、下段に「TOKYO　FIRE　DEPT. 」と銀色で併記する。
		標識	左胸部に機関員を表す胸章を付ける。

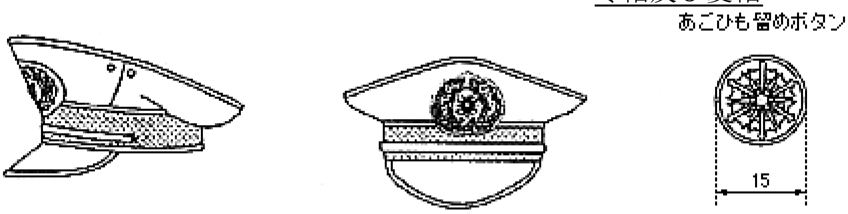
別図(第五条関係)

(平四規則二〇・平七規則一九七・平八規則二八一・平一〇規則四八・平一三規則二二・平一六規則二八九・平一八規則二九・平一九規則四二・平二〇規則九九・平二二規則一五・平二三規則五〇・平二七規則一六七・平三一規則九一・令二規則一一・令五規則一二八・令六規則一八八・一部改正)

(数字は寸法を示し、単位はミリメートルとする。)

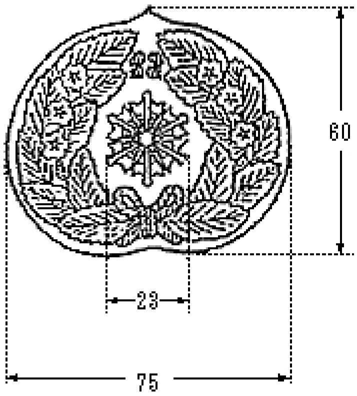
(1)

冬帽及び夏帽



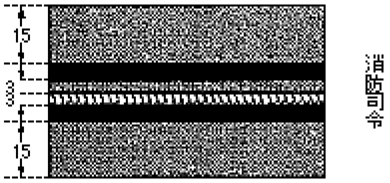
(2)

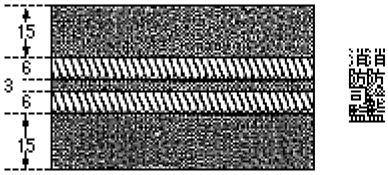
き章



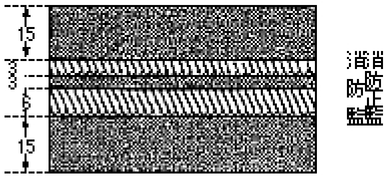
(3)

周章

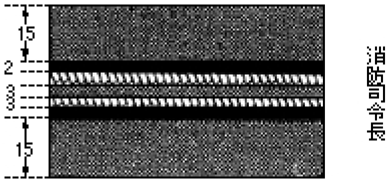

15
3
3
15
消防司令


15
6
3
6
15
消防総監
消防司監


15
3
15
消防司令補


15
3
3
6
15
消防正監
消防監

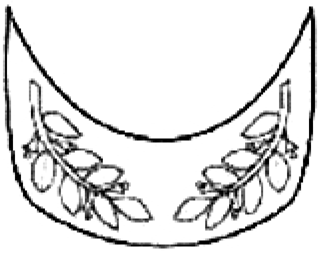

30
消防士長
消防副士長
消防士


15
2
3
3
15
消防司令長

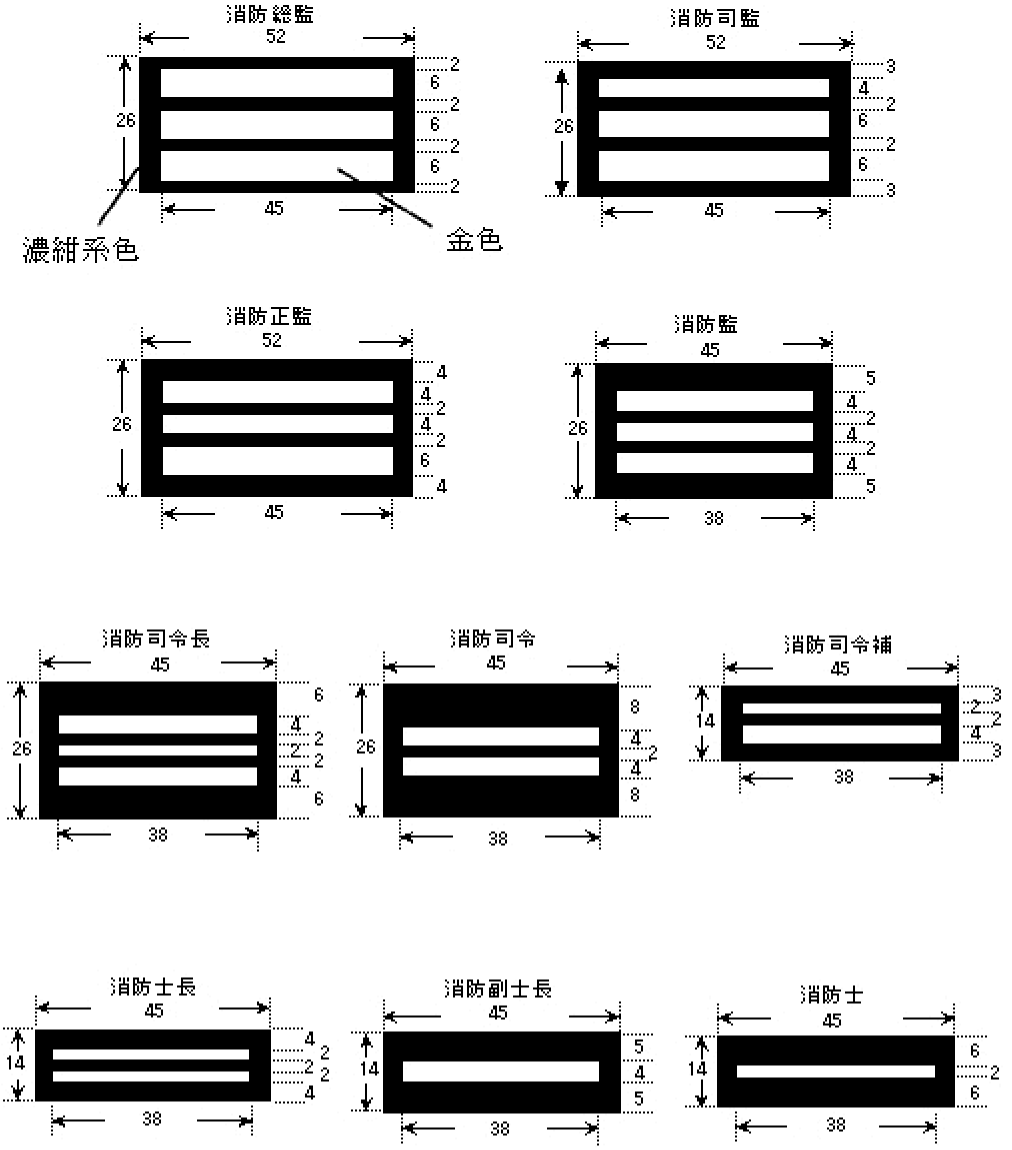
(4)
略帽


TOKYO
FIRE DEPT.


KYO
DEPT.



(5)
階級等標示章

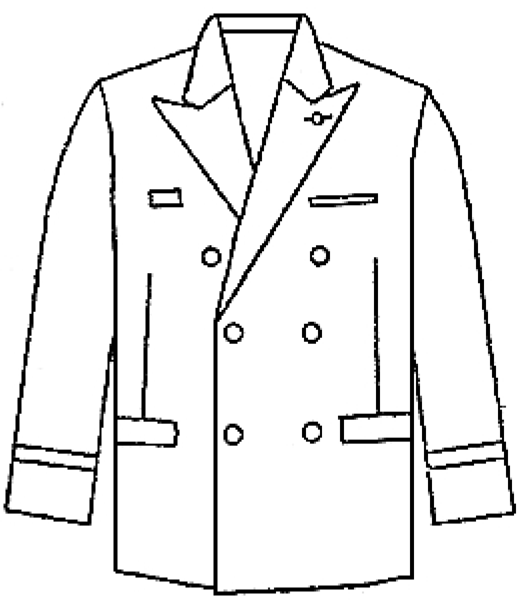


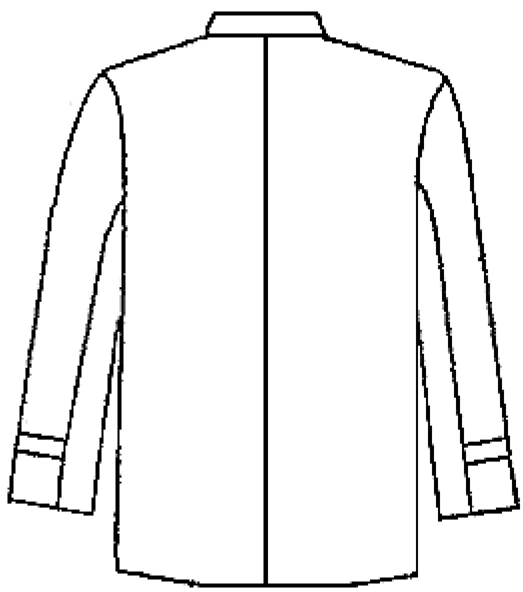
(6)

冬服

上衣

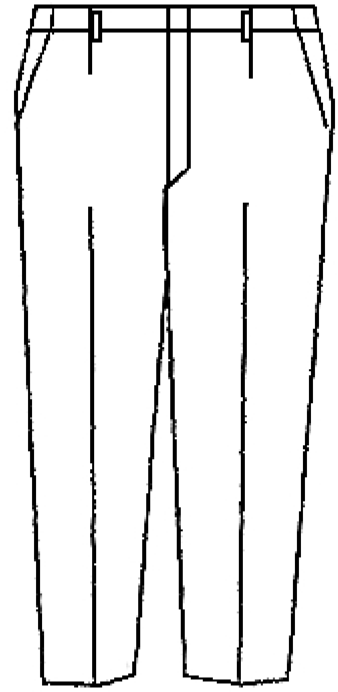
前面 後面





ズボン

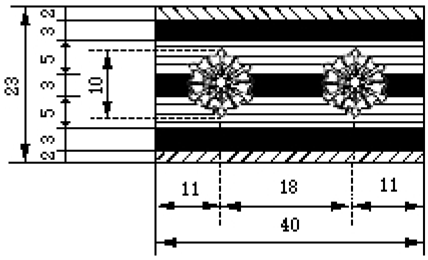
前面 後面



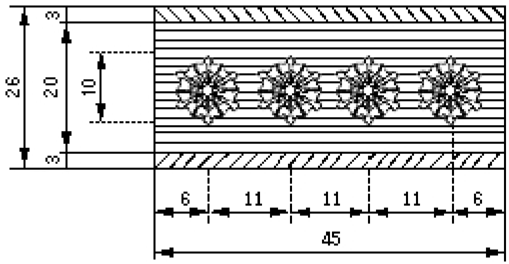


(7)
階級章等

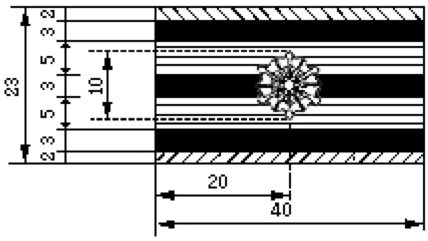
消防司令



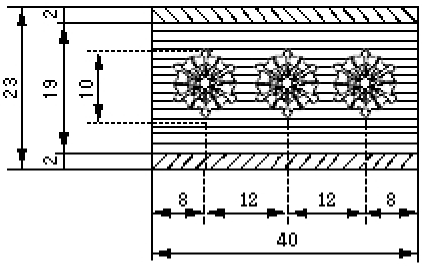
消防総監



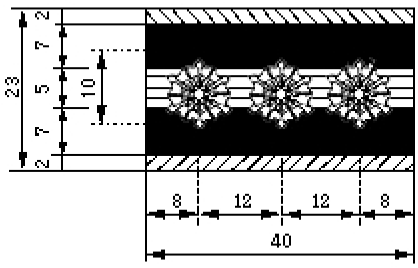
消防司令補



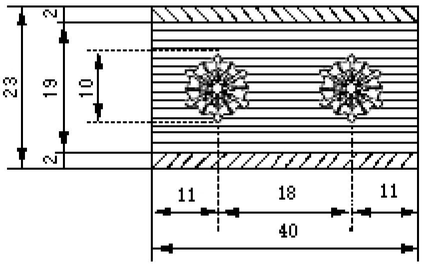
消防司監



消防士長

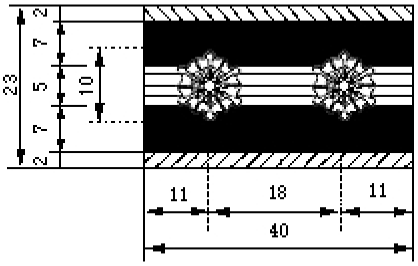


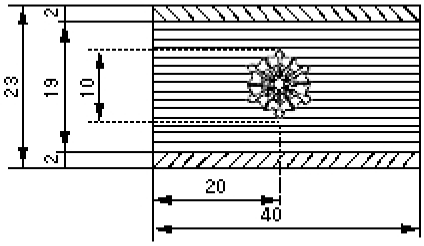
消防正監



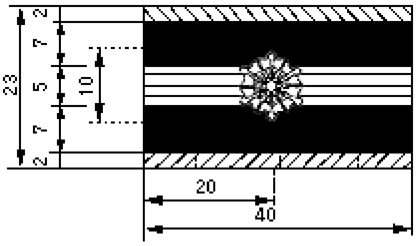
消防副士長

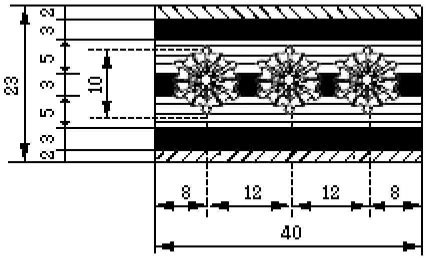
消防監



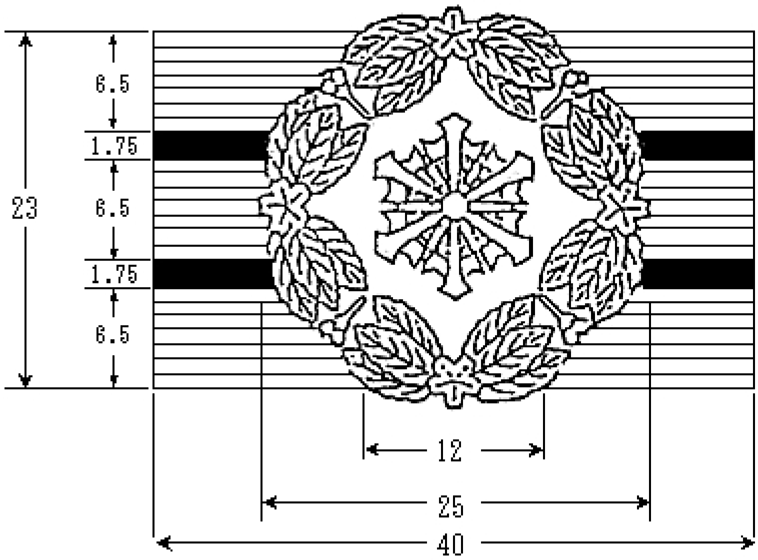


消防士　　消防司令長

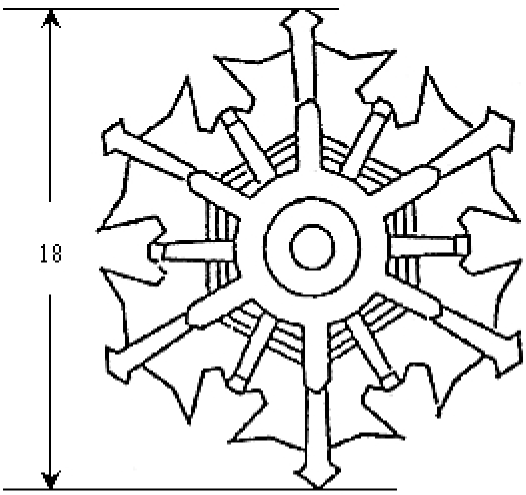




(8)
消防長章

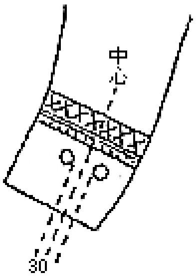


(9)
襟章

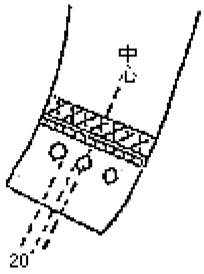


(10)
そで章

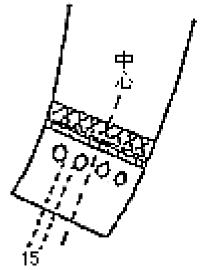
消防司令長　　消防監　　消防司監
消防正監　　消防総監



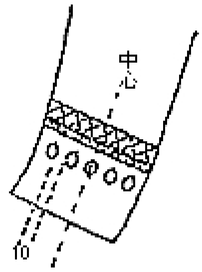
消防副士長
消防士



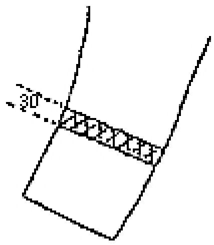
消防士長

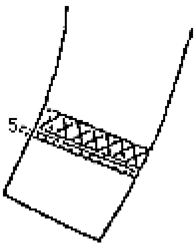


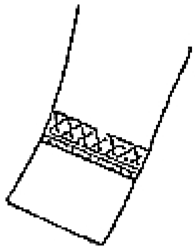
消防司令補

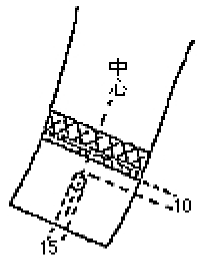


消防司令





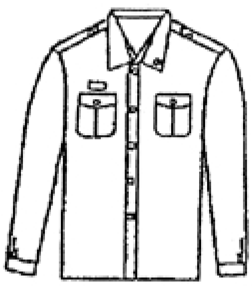




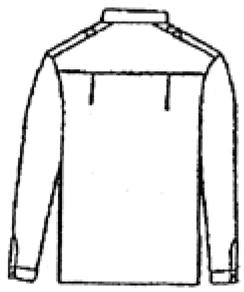
(11)
夏服

上衣

前面

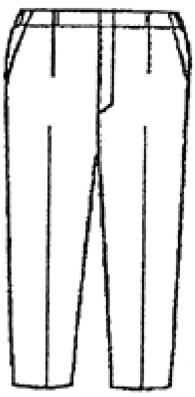


後面

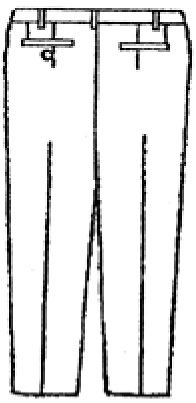


ズボン

前面



後面



(12)
執務服

上衣

前面

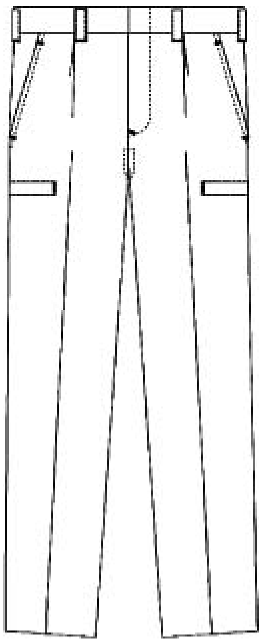
後面



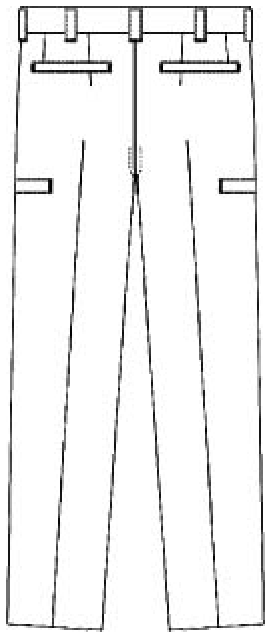


ズボン

前面



後面



(13)

標識(胸章)



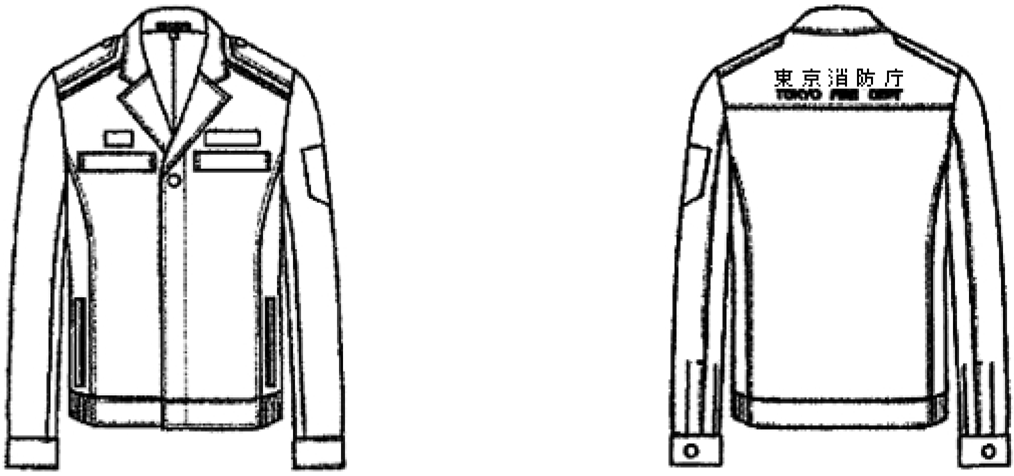
(14)

予防服

予防服(第1種)

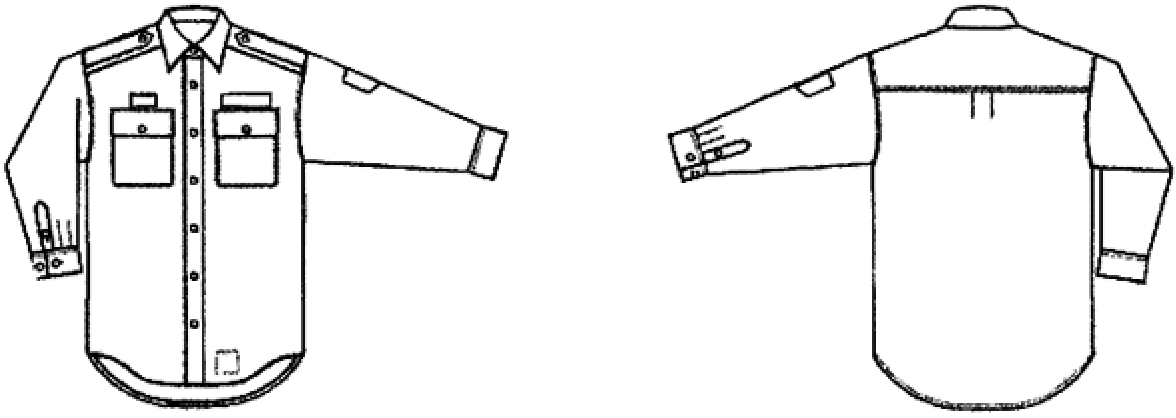
前面

後面



予防服(第2種)

前面　後面



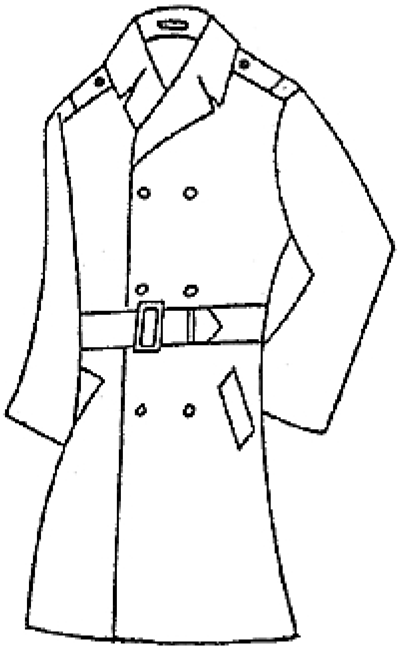
(15)

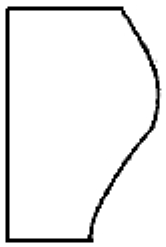
標識(胸章)



(16)

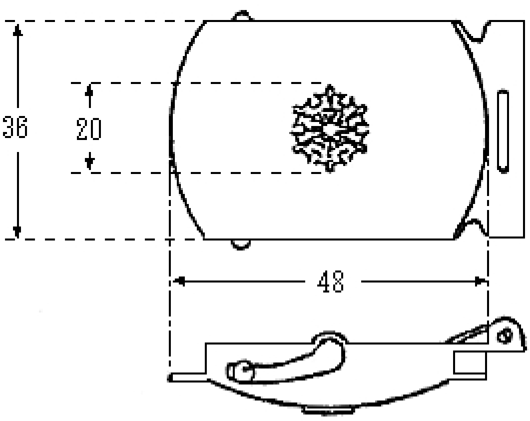
兼用外とう



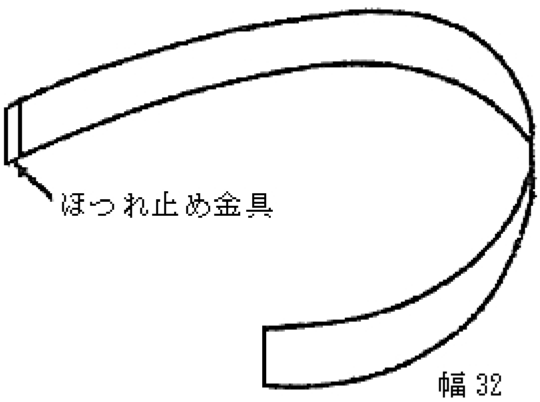


(17)
バンド

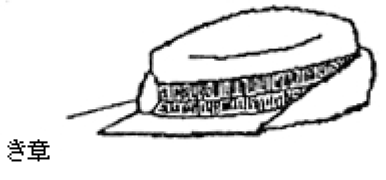
バックル



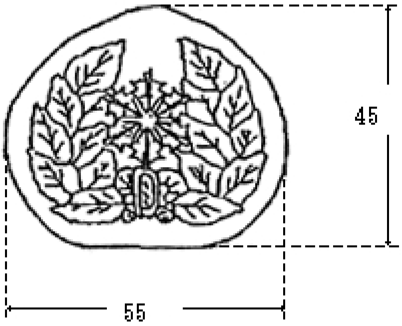
ベルト



(18)
冬帽及び夏帽(女性消防吏員)



(19)
き章(女性消防吏員)

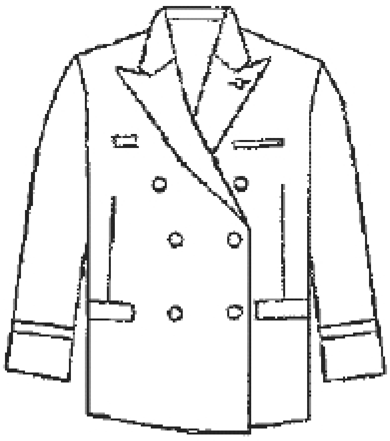


(20)

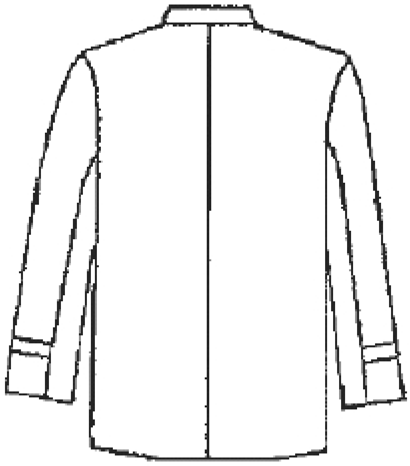
冬服(女性消防吏員)

上衣

前面



後面



ズボン

前面

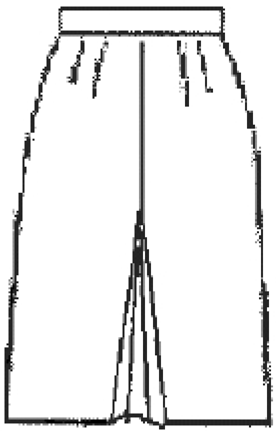


後面

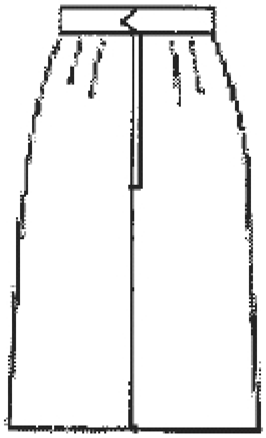


スカート

前面



後面



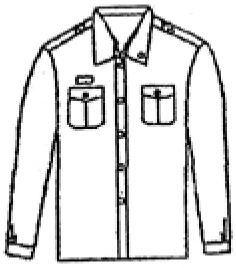
(21)

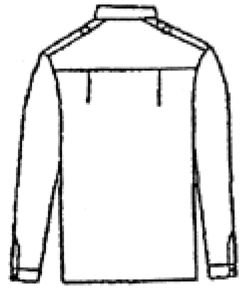
夏服(女性消防吏員)

上衣

前面

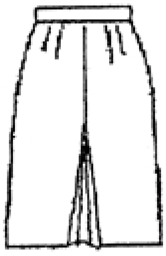
後面



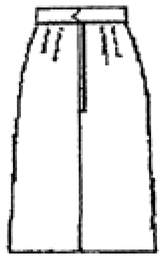


スカート

前面

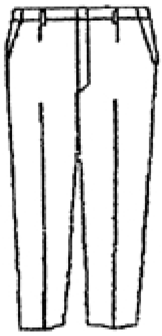


後面



ズボン

前面



後面

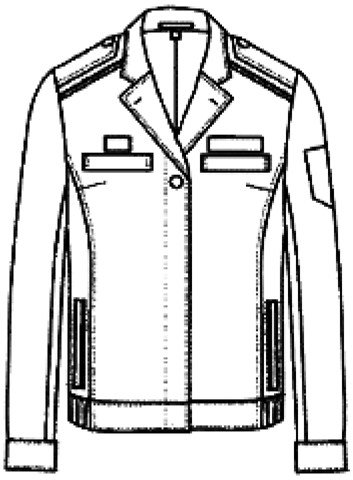


(22)

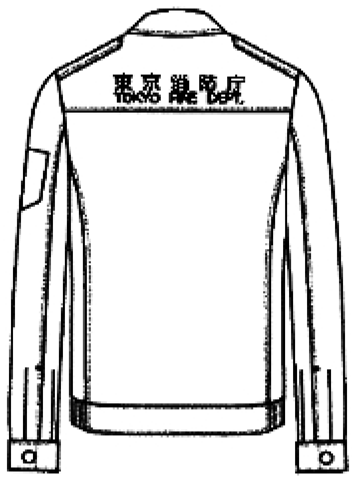
予防服(女性消防吏員)

予防服(第1種)

前面



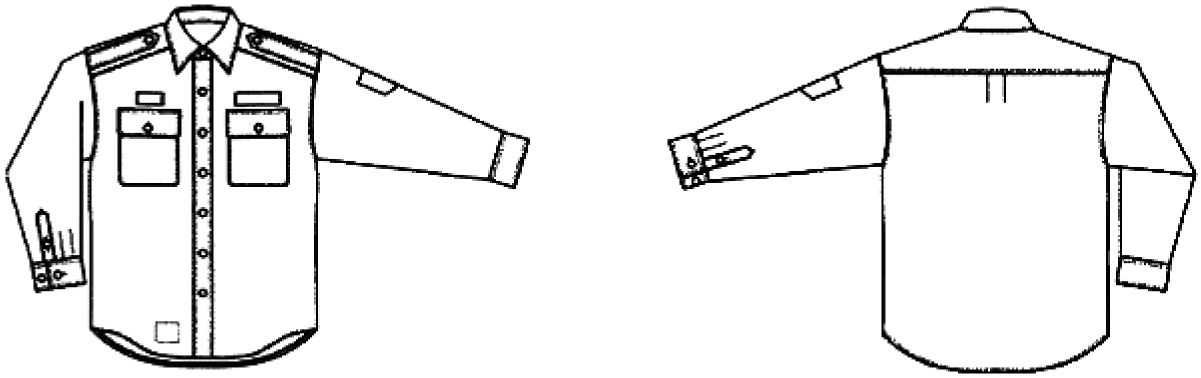
後面



予防服(第2種)

前面

後面



(23)

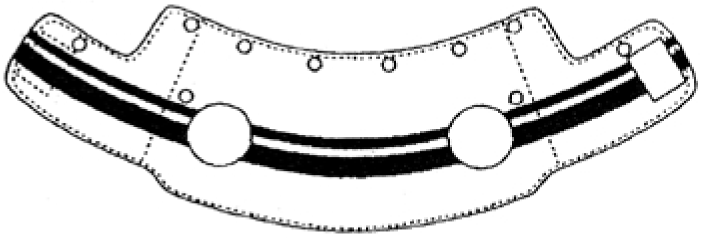
防火帽帽体

前面　　側面



(24)

防火帽しころ



(25)

しころに付ける階級等を標示する線

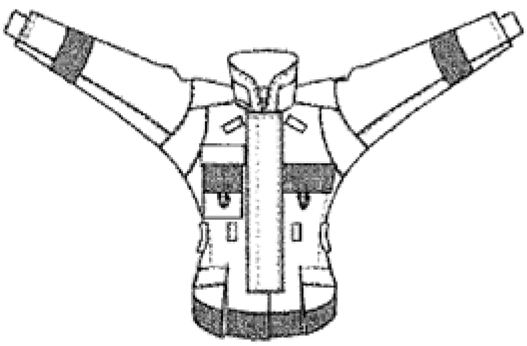
	消防司令		消防総監
	消防司令補		消防司監
	消防士長		消防正監
	消防副士長		消防監
	消防士		消防司令長

(26)

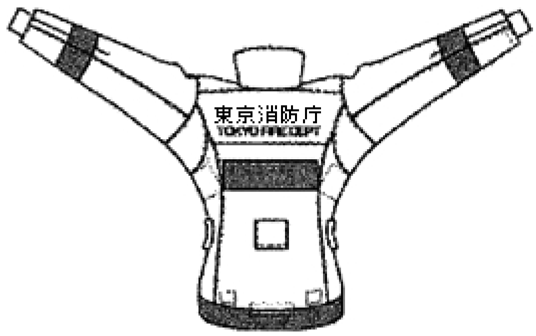
防火衣

上衣

前面

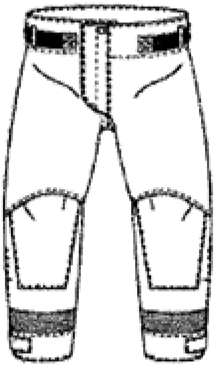


後面

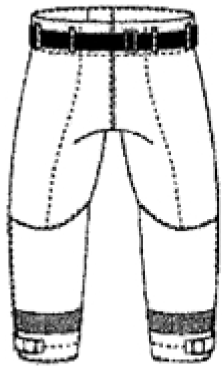


ズボン

前面



後面



(27)
<u>救急服(夏・冬)</u>

上衣

前面

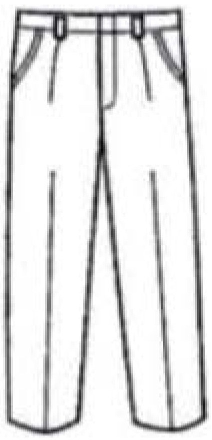


後面



ズボン

前面

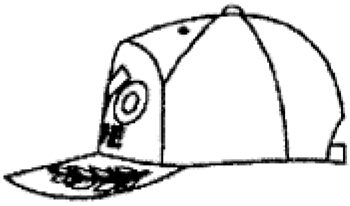


後面



(28)
<u>作業帽</u>



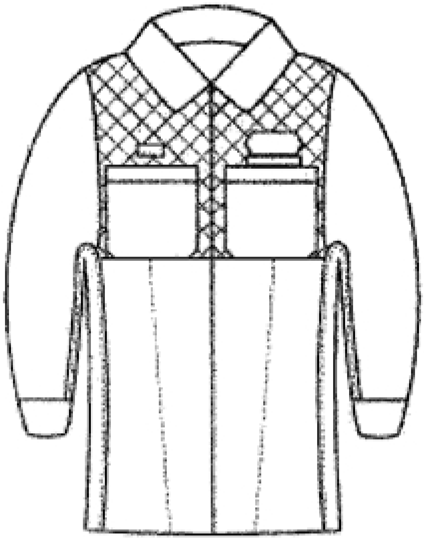


(29)

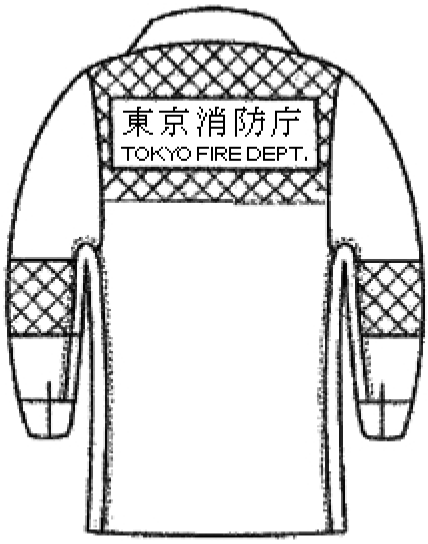
救助服

上衣

前面

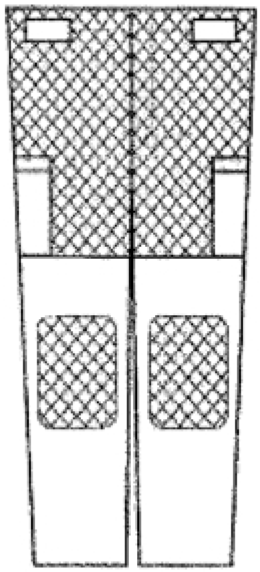


後面

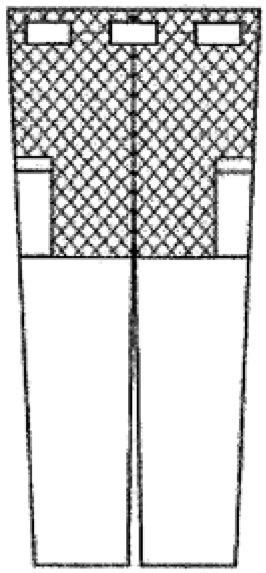


ズボン

前面



後面



(30)

水難救助隊員服

上衣

前面

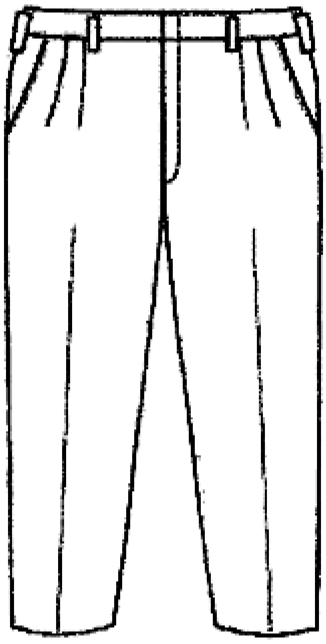
後面



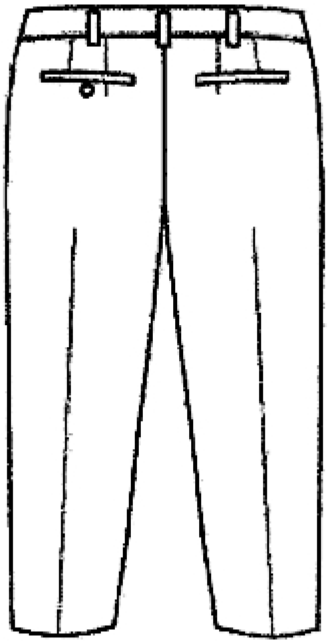


ズボン

前面

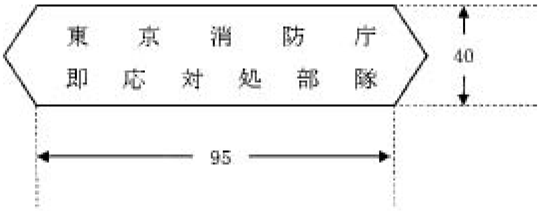


後面



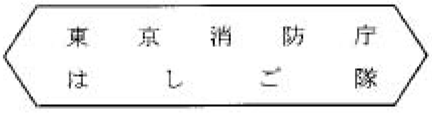
(31)

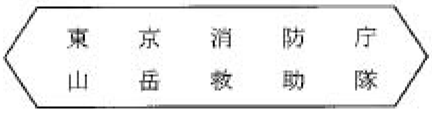
<u>標識(胸章)</u>

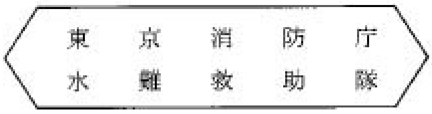








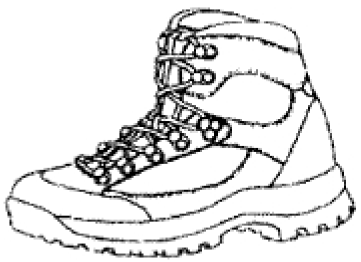




(32)

作業靴

登山靴



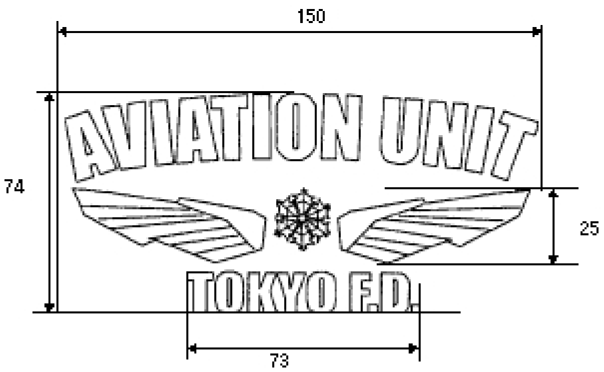
編上靴



(33)

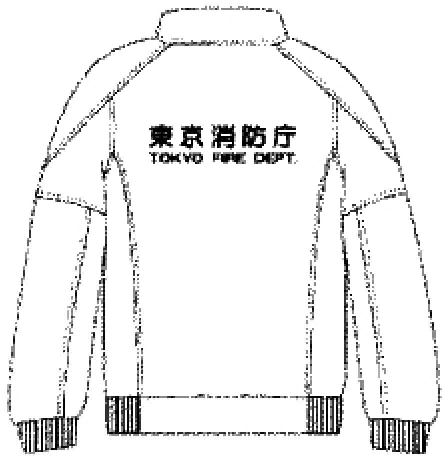
飛行帽



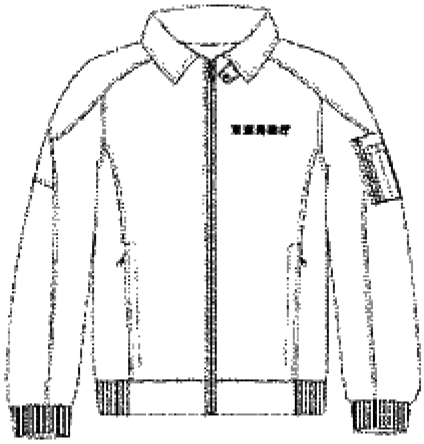


(34)
<u>飛行衣</u>

後面



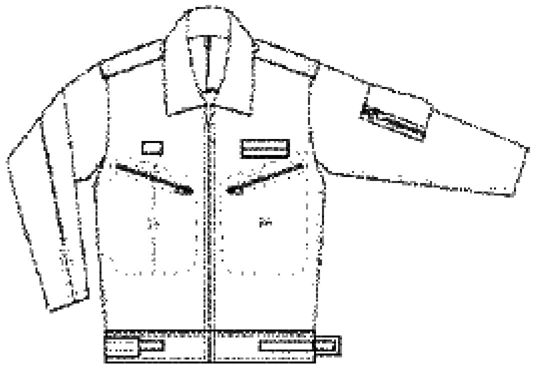
前面



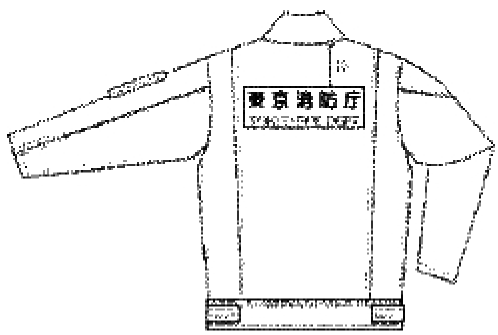
(35)
<u>飛行服(操縦士用)</u>

上衣

前面

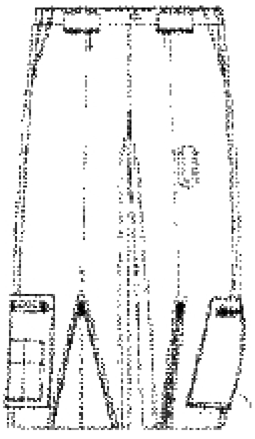


後面

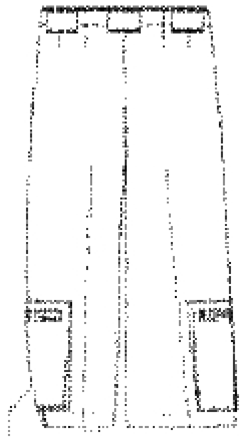


ズボン

前面



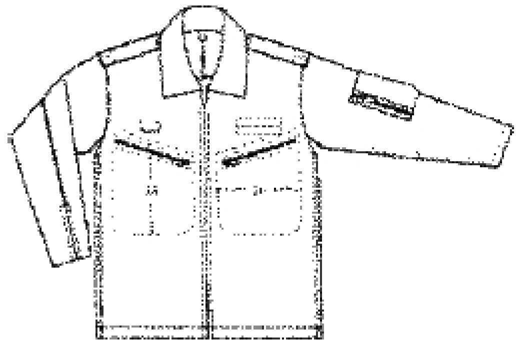
後面



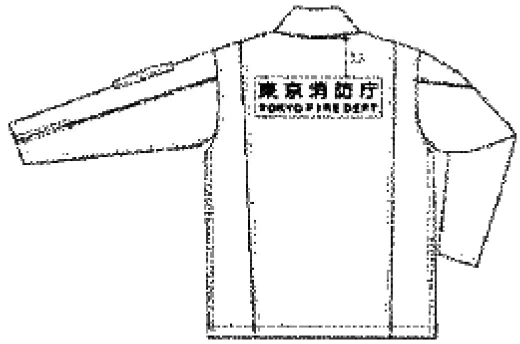
(36)
飛行服(整備士用)

上衣

前面



後面



ズボン

前面



後面



(37)
<u>調査服</u>

上衣

前面

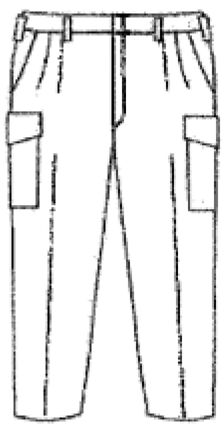


後面

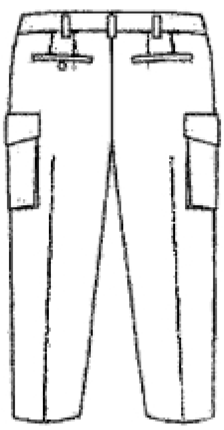


ズボン

前面



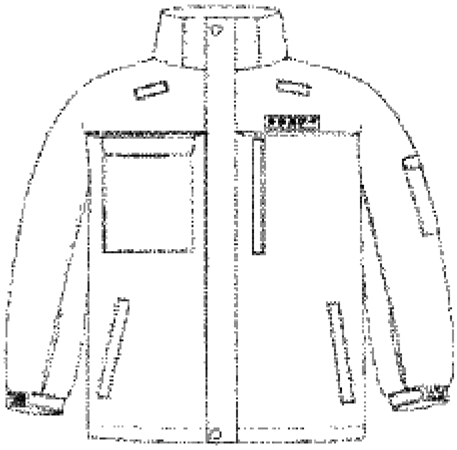
後面



(38)

防寒衣(一般用)

前面



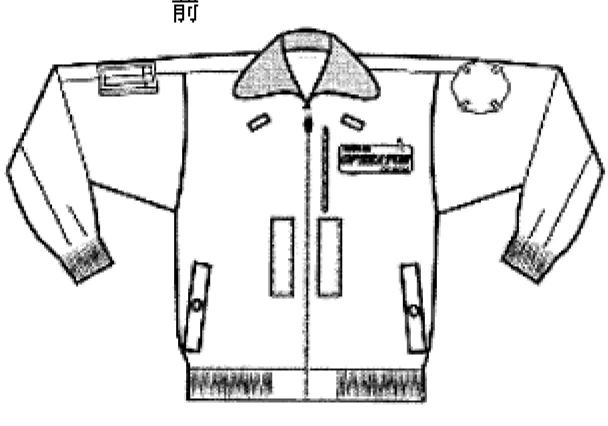
後面



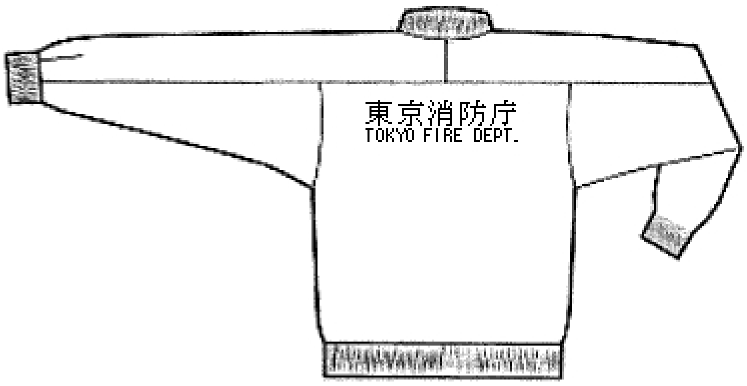
(39)

防寒衣(機関員用)

前



後



(40)

標識(胸章)

